

施設サービスの費用

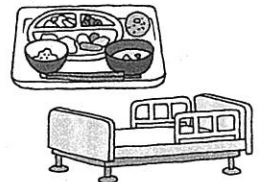
施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割、または3割のほかに、食費・居住費等・日常生活費が利用者の負担になります。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

基準費用額 施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

- 食費：1,392円（令和3年8月から1,445円） **令和3年8月から** 基準費用額のうち食費が変わります。
- 居住費等：ユニット型個室……………2,006円
 ユニット型個室的多床室…1,668円
 従来型個室……………1,668円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,171円）
 多床室…………… 377円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は855円）

低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。



◆負担限度額（1日当たり） **令和3年8月から** 第3段階が細分化され、負担限度額のうち食費が一部変わります。

利用者負担段階		食費		居住費等			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	●生活保護の受給者						
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	390円	390円 <small>令和3年8月から 600円</small>	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人（令和3年7月まで）	650円	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	令和3年8月から 第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	650円	1,000円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
	第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、() 内の金額となります。

❗ ①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

② 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

②について、令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階別になります。

住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が
 第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合